

## 鳴門市クーリングシェルター民間施設等募集要項

### (目的)

1 気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律により、極端な高温の発生時に暑さをしのぐ施設として指定暑熱避難施設(以下、「クーリングシェルター」という)を市町村長が指定できるようになりました。

そこで、本市においても、暑さをしのげる場を確保することで、極端な高温時における熱中症による重大な健康被害の発生を防止するため、クーリングシェルターを指定します。また、同法第21条に基づき、本市公式ウェブサイト等にて指定した施設の情報を公表します。

### (指定要件)

2 指定する施設は、市内に所在し、熱中症特別警戒情報が徳島県内に発表された際に次の条件を満たすことができる施設とします。

- (1) 適当な冷房設備を有すること
- (2) 公表している開放可能日時において当該施設の指定箇所を市民等に開放することができること
- (3) 受け入れ可能とした人数に応じた空間が適切に確保されていること
- (4) 当該施設の指定箇所が無料で利用可能であること

### (実施内容)

3 クーリングシェルターは、市民の休息場所として主に次の内容を実施します。

- (1) 施設の出入口等、見やすい場所へクーリングシェルターである旨を表示したポスター等を掲示
- (2) 休息するための適切な空間を確保し、休息用の椅子等を準備（既設のもので可）
- (3) 冷房設備の適切な管理
- (4) クーリングシェルターの場所、飲料購入場所の案内（問い合わせがあった場合）

### (開放期間)

4 クーリングシェルターの運用期間は熱中症警戒情報の運用期間である4月第4水曜日から10月第4水曜日までとします。

なお、運用できる日時は、原則、事前に公表している開放可能日時とします。

(応募方法)

5 応募様式に必要事項を記入の上で、以下の提出先に提出してください。

鳴門市健康福祉部健康増進課

住所:鳴門市撫養町南浜字東浜170

電話番号:088-684-1658

電子メール:[kenko@city.naruto.i-tokushima.jp](mailto:kenko@city.naruto.i-tokushima.jp)

(運用開始までの流れ)

6 応募様式提出後の流れは以下のとおりです。

- (1) 市と施設管理者で協定内容の協議
- (2) 協定の締結
- (3) クーリングシェルター施設情報の公表
- (4) クーリングシェルター運用開始

(物資の配布等)

7 市は、クーリングシェルターに指定した施設に次の物資の配布等を行います。

- (1) クーリングシェルター案内表示等の配布
- (2) 熱中症予防に関する啓発資料の配布

(協定の有効期間)

8 協定で定めた有効期間満了の1か月前までに協定の更新をしない旨の申し出がなかった場合には、協定は引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

(指定の解除)

9 指定を受けた施設が指定要件を満たさなくなった場合又は指定を受けた施設の管理者から指定解除の申し出があった場合は、指定期間中であっても、市は指定を解除するものとなります。

(その他)

10 公序良俗に反する、取り組みの趣旨に適さない等、市が不適切と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。

(協議)

11 協定について疑義が生じた時又は協定に定めがない事項について取り扱いを定める必要があるときは、その都度協議して定めます。